

令和6年

第13回 農業委員会総会（月例会）議案

令和6年11月7日

前橋市農業委員会

令和6年 第13回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和6年11月7日 午後2時01分
- ・閉会日時 令和6年11月7日 午後2時42分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（24人）

1番 石村 利夫	2番 澁澤 聖一	3番 小堀 清	4番 星野 和幸
5番 松島 敏男	6番 伊能 良雄	7番 関 けい子	8番 横室 辰雄
9番 坂本 忠	10番 井田 健	11番 平野 豊一	12番 須賀 民雄
13番 阿久津 昌枝	14番 松田 智之	15番 茂木 啓二	16番 栗原 博
17番 奥野 芳男	18番 伊藤 晴夫	19番 山口 かず子	20番 狩野 富一
21番 小林 要	22番 石井 真帆美	23番 町田 祐介	24番 猪岡 正一

・事務局出席者

事務局長 片貝 早苗	局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	係長 高山 幸治
副主幹 佐藤 信一	副主幹 山田 正史	副主幹 阿久澤 強	副主幹 望月 優至
主事 山崎 佑香	嘱託員 福島 美咲		

・付議事件

- (1) 議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第69号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第71号 公売農地の買受適格証明願いについて（耕作目的）
- (5) 議案第72号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- (5) 農地転用等の意見聴取の結果について

事務局長

それでは、これより令和6年第13回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長
事務局長

◇(挨拶)

ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者はございませんでした。従いまして在任委員24名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、本総会は一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきますことをご了承ください。ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、令和6年第13回農業委員会総会を開催いたします。初めに前橋市農業委員会総会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。21番 小林 要 委員、22番 石井 真帆美 委員をお願いいたします。なお、総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ簡潔にお願いします。特に議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。

議 長

それでは、議事に入ります。議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から13番の審議をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

山崎主事

◇(説明)

なお、整理番号1番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。

調査班長

◇(報告)

(23番委員)

ご報告いたします。整理番号3条の1番、売買、新規就農です。現地・面接調査案内図は、1ページから23ページです。申請地は、市立時沢小学校から北東1.8kmに位置する農用地区域内にある農地です。現地案内図は21ページです。面接には、申請者本人と申請代理人が来られました。申請人は申請地から約1.6kmのところに居住し、申請地までは、車で30分程だそうです。申請に至った経緯としては、6年程前から家庭菜園にて、40品目以上の野菜作りを行っており、以前より移住先を検討した地域に、この度、遊休農地である申請地を取得し、有機農法による多品目少量栽培を実施したく、新規就農したいと思ったとのことです。申請地では、ニンジン、ジャガイモ、サツマイモ、サトイモなどを始めとし、40品目以上を栽培したいとのことです。農業従事者は、申請人が主で、繁忙期には、知人の農家が農作業を手伝ってくれる予定とのことです。農業の経験は、家庭菜園のほか、農林大学校での受講と有機農家での研修を行っており、知識と技術の習得に勤めているとのことです。アルバイトを行いながら営農し、3年以内に農業のみに従事できるようにしたいとのことです。機械は、耕運機を1台、軽バンを1台、ハンマーナイフモアを1台、刈払機を1台、播種機を1台所有しており、管理機と動力噴霧器を購入予定です。また、トラクターについては、知人より中古売買について打診あり、検討中とのことです。多品目少量栽培にて営農を行い、10品目前後で揃えた野菜セットを消費者個人へ直接販売する方法を中心として計画しており、余剰分については、農産物直売所で販売したいとのことです。3年目には、580万円ほどの売り上げを見込んでいるそうです。調査班としましては、営農意欲もあり、販売先の確保や将来のあるべき姿までを思いを巡らせていることが伺えたこと、現地調査ではすでに綺麗に圃場管理されていることから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇(意見、質問等なし)

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から13番を許可と

することに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

議 長

◇ (挙 手)

賛成多数でありますので、議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から13番を許可とすることに決定いたします。

議 長

次に議案第69号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から3番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹

◇ (説 明)

以上、整理番号1番、3番の申請については、農地法第4条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

議 長

◇ (意見、質問等なし)

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

議 長

◇ (挙 手)

全員賛成でありますので、議案第69号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から3番を許可とすることに決定いたします。

議 長

次に、議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から23番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

◇ (説 明)

なお、整理番号10番については、現地・面接調査を、12番については現地調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

議 長

◇ (報 告)

調査班長
(23番委員)

ご報告いたします。整理番号5条の10番、売買・グループホームの申請です。現地・面接調査案内図は、24ページから31ページです。申請地は、市立時沢小学校から北約850mに位置し、北側、南側は農地、西側は道路、東側は宅地と雑種地に囲まれた、用途地域内に位置する第3種農地です。現地案内図は27ページをご覧ください。面接には、申請代理人が来られました。申請法人は、鳥取町にてグループホーム(定員18名)及び小規模多機能居宅介護(登録定員29名)を運営しており、この度、令和6年度前橋市地域密着型サービス整備事業者に選定されたため、申請地にグループホームを建築したく申請するものです。申請地の施設の概要はグループホーム(定員18名)及び小規模多機能居宅介護(登録定員18名)とのことです。駐車場は、職員用、来客者用合わせ27台分を確保します。新施設の職員は、現状3人採用、新規で7名程度採用予定で令和7年10月の開業に向けて、今後、募集するとのことです。他法令に係る手続き状況は、開発は事前協議済みで、高齢者施設の整備の手続きは終了しているとのことです。土地の造成ですが、現地は、石積によって南北2段に区画された、ほぼ平坦な土地のため、北側の高い方の土地を一部切土し、南北の段差の位置を今より北にし、南側の土地を広くします。段差はのり面にして芝で固めることより整備します。北側は、隣接する雑種地と一体で駐車場として利用するためアスファルト舗装にします。南側は、施設を建築し、一部アスファルト舗装とし、その他は、芝敷きとします。周囲については、東側は、現状のまま、北側は、側溝手前にフェンス設置を検討中、西、南は、のり面に整備し、流出とめブロックを積む予定とのことです。隣接地、道路等境界の確認は立会いのもと、確認済みとのことです。雨水は、宅内浸透処理していますが、オーバーフロー分は、赤城大沼用水に放流とし、許可承認済みとなっております。汚水・雑排水は公共下水に放流します。外灯は、周囲の農地に影響を与えないように設置します。以上のことから調査班としては、施設の必要性が確認でき、被害防除対策がとられていることから許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号5条の12番、売買、豚舎・露天駐車場・露天資材置場・浄化槽施設・車庫用地の申請です。現地・面接調査案内図は、32ページから39ページです。申請地は、市

立滝窪小学校から東約1,3kmにある農用地区域内の農地です。現地案内図は36ページです。申請法人は、同町内で養豚業を営む法人です。業績が好調で、本店所在地近隣で事業拡大したく、養豚場として利用されていて、養豚業に必要な施設がすでに整備されている申請地を取得し利用したく申請するものです。また既存施設の取得に伴い、隣接地を取得し露天駐車場・露天資材置場として利用したく申請するものです。現地には、豚舎9棟、管理棟、堆肥舎などの建築物があり、申請法人が譲り受けて、養豚業を営んでおります。周囲は雑種地と農地と農業用施設(畜舎)が、混在する地内であり、他の農地、施設には影響がないと思われます。調査班としましては、豚舎用地は転用済で、主に所有権移転のための申請であり、露天駐車場、露天資材置場も既存施設の隣接で、周辺農地への影響も無く、公害に対する防除策も取られていることから、許可相当であると判断いたしました。

議 長 以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇ ◇(意見、質問等なし)

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番、2番を保留とし、整理番号3番から23番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ ◇(挙手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号3番から23番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知お祈いします。

議 長 次に、議案第71号 公売農地の買受適格証明願ひ耕作目的について、整理番号1番から2番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

山崎主事 ◇(説明)

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇ ◇(意見、質問等なし)

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から2番を適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ ◇(挙手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第71号 公売農地の買受適格証明願ひ耕作目的について、整理番号1番から2番を適格とすることに決定いたします。

なお、当該願ひ出人が最高価格競落人となり、許可申請書が提出された場合には、本証明願ひの内容と事情が異なると会長が認めた場合を除き、許可して差し支えない旨の付帯決議事項を付けさせていただきます。

議 長 次に、議案第72号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。

阿久澤副主幹 ◇(説明)

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇ ◇(意見・質問等なし)

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第72号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ ◇(挙手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第72号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。

次に、19ページ以降の報告事項ですが、報告事項(1)から(4)までの内容は、

- | | |
|----------------------------------|-----|
| (1) 法第4条の届出書の受理状況 | 7件 |
| (2) 法第5条の届出書の受理状況 | 15件 |
| (3) 法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 | 8件 |
| (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について | 8件 |

また、報告事項(5)は、第11回総会において許可とした、法第5条の農地転用2件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

それでは、以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、『総会を閉会』といたします。

(午後2時42分閉会)